

国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月二十五日

糸数慶子

参議院議長 江田五月殿



国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問主意書

全国の国立ハンセン病療養所の入所者で組織する全国ハンセン病療養所入所者協議会の宮里光雄会長らは平成二十二年二月二十四日、ハンセン病対策に取り組むハンセン病対策議員懇談会の舛添要一会長に対し、国立ハンセン病療養所における医療体制の充実に関する要請を文書でもって手交した。同要請は、国立ハンセン病療養所の職員の定数削減等により入所者の生活が脅かされている現状を訴え、政府に対し医療体制の充実を求めている。

よつて以下、質問する。

- 一 国家公務員の定数削減の対象から国立ハンセン病療養所を除外することに対する政府の見解を示されたら。
- 二 国立ハンセン病療養所で働く職員の定員に対する政府の見解を示されたい。
- 三 ハンセン病施策に係る予算、特に療養所予算は対前年度の比較において減額の一途をたどっているが政府として必要な予算は確保されていると認識しているのか、見解を示されたい。

右質問する。

